

8月1日時点の加入者の状況と一致しない加入者に関する手続き

「標準給与月額改定更新」画面において、8月1日時点の加入者が正しく表示されていない場合、加入者の状況に応じて速やかに手続きを行ってください。下記の手続きにより「標準給与月額変更決定通知書」（9月19日発行予定）には、当該加入者及び加入者の算定基礎額と加入者掛金月額が正しく記載されます。

【 加入 】 新たに共済会に加入する職員が表示されていない

9月10日（火）までに共済会システムから「**加入届**」を届け出てください。加入届の届出により「標準給与月額変更決定通知書」の加入者一覧に記載されます。

※8月13日（火）までに加入届（入会日9月1日）を届け出ていただいた場合、まだ加入届が承認されていないため、8月20日時点では加入者一覧に表示されていませんが、「標準給与月額変更決定通知書」の加入者一覧には記載されます。加入届を届け出たか確認したい場合は、共済会システムの「届出履歴」からご確認ください。

【 法人内の異動 】

異動してきた加入者が表示されていない／異動済みの加入者が表示されている

- ① 9月10日（火）までに共済会システムから「**法人内異動届**」を届け出てください。
- ② 法人内で調整・確認の上、「標準給与月額改定更新」画面から、8月31日（土）までに該当者の**算定基礎額の入力・保存**を行ってください。
- ③ 上記手続きにより加入者は異動先施設・団体の「標準給与月額変更決定通知書」の加入者一覧に記載されます。

【 退職 】

既に退職した職員が加入者として表示されている

- ① 9月10日（火）までに共済会システムから「**解除届**」を届け出てください。
- ②①により加入者は「標準給与月額変更決定通知書」の加入者一覧から削除されます。

8月末に退職する予定の加入者が表示されている

- ① 9月10日（火）までに共済会システムから「**解除届**」を届け出てください。
※8月13日（火）までに解除届（8月末退会）を届け出ていただいた場合、まだ解除届が承認されていないため8月20日時点では加入者一覧に表示されますが、「標準給与月額変更決定通知書」の加入者一覧からは削除されます。解除届を届け出たか確認したい場合は、共済会システムの「届出履歴」からご確認ください。
- ②①により加入者は「標準給与月額変更決定通知書」の加入者一覧から削除されます。

★9月末退職予定の加入者について

9月末退職予定の方は、解除届が届け出られていても「標準給与月額変更決定通知書」（9月19日発行予定）の加入者一覧に記載されます。そのため、算定基礎額は入力・保存を行ってください。

【 法人間転出・転入（転職） 】

法人間転出・転入（転職）をする加入者については、8月1日時点に所属する施設にて算定基礎額を入力・保存する必要があります。また、ここで申請いただいた算定基礎額に基づき、令和6年10月から令和7年9月までの標準給与月額および掛金額が決定されます。

他法人から転職してきた加入者（～8月1日転入）が表示されていない

- ① 転出元施設・団体から受け取った「法人間転出・転入に伴うパスワード等通知書」に基づき、9月10日（火）までに 共济会システムから「**法人間転入届**」を届け出てください。
※標準給与月額改定に影響するため、「法人間転出・転入に伴うパスワード等通知書」に記載されている法人間転入届届出期限によらず、9月10日（火）までの届出が必要です。
- ② 共济会システムから「**標準給与月額変更届（枠のみ）【PDF】**」を出力し、該当者の情報をご記入の上、9月10日（火）までに 下記宛先まで郵送提出（必着）ください。
〒101-0062 千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階
東京都社会福祉協議会 福祉振興部 共济担当
- ③ 上記手続きにより加入者は「標準給与月額変更決定通知書」の加入者一覧に記載されます。

7月末までに転職した加入者が表示されている

- ① 転出元施設・団体は、共济会システムから「**法人間転出届**」を届出の上、速やかに 転入先施設・団体に「法人間転出・転入に伴うパスワード等通知書」を送付してください。
※標準給与月額改定に影響するため、「法人間転出・転入に伴うパスワード等通知書」に記載されている法人間転入届届出期限によらず、転入先施設・団体にて9月10日（火）までに「法人間転入届」を届け出てください。
- ② 転出元施設・団体では、「標準給与月額改定更新」画面の該当者の**算定基礎額は、空欄のまま**にしてください。
- ③ 上記手続きにより加入者は転出元施設・団体の「標準給与月額変更決定通知書」の加入者一覧から削除されます。

8月末以降に転職する予定の加入者が表示されている

- ① 転出元施設・団体は、共济会システムから「**法人間転出届**」を届出の上、速やかに転入先施設・団体に「法人間転出・転入に伴うパスワード等通知書」を送付してください。
※8月13日（火）までに法人間転出届（8月末退会）を届け出た場合、まだ法人間転出届が承認されていないため、8月20日時点では加入者一覧に表示されますが、「標準給与月額変更決定通知書」の加入者一覧からは削除されます。法人間転出届を届け出たか確認したい場合は、共济会システムの「届出履歴」からご確認ください。
- ② 転出元施設・団体は「標準給与月額改定更新」画面から、8月31日（土）までに 該当者の**算定基礎額の入力・保存**を行ってください。
- ③ 上記手続きにより加入者は転入先施設・団体の「標準給与月額変更決定通知書」の加入者一覧に記載されます。